

# 森林整備事業等（造林・素材生産・立木販売）に関する情報提供

近畿中国森林管理局



【林業事業者との意見交換会資料】

令和4年12月1日

森林整備課

資源活用課

令和5年度の森林整備事業の考え方について

1 基本方針

森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）及び国有林野の管理経営に関する基本計画（平成30年12月策定）に定める、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を推進するとともに、「新しい林業」の展開に向けた取組を着実に進めていくため、早期発注を基本に安定的な事業発注により、計画的かつ確実な更新・保育量の確保とともに、適切かつ効率的な事業となるよう対応します。

2 事業発注に当たっての考え方

予定した森林整備事業を確実に実施するためには、地域の事業者の協力が不可欠であると考えており、事業の発注に当たっては以下の取組を推進します。

（1）発注規模

これまでの受注実績等を勘案し、事業者が受注しやすくなるよう、事業箇所（エリア）の分散化や事業規模を検討します。

（2）早期発注の取組

ア 令和4年度の繰越予算については、翌債を基本とし3月中の契約締結に取り組みます。

イ 令和4年度補正予算についても翌債事業として3月中の契約締結に取り組みます。

ウ 令和5年度の経常予算については、可能な限り年度前（2月中）に公告し4月中に入札を実施する予定です。

エ 事業者の雇用の確保及び労務の平準化、また契約確保の観点から、事業の着手時期（例：冬山作業用として秋頃に事業着手する場合など）にとらわれることなく早期発注に取り組みます。

（3）発注予定情報の早期公表

令和5年度経常予算に係る発注情報については、2月中旬頃に公表する予定です。

（4）事業期間

事業実行箇所の積雪等の状況を考慮しつつ、可能な限り事業期間を長く設定する予定です。

3 造林事業

（1）基本的な考え

森林資源の充実と国産材需要の拡大に伴って主伐面積が増加する中、再造林

の面積及び経費も平成 28 年度と令和 3 年度実績を比べると倍近くに達しており、限りある予算で効率的・効果的に対応していくためには、伐採から造林までのトータルコストの低減が不可避となっています。また、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る必要があります。このことから、

- ① 主伐・再造林は自然条件や社会的条件（地位、地形、地質、道からの距離、シカの生息密度等）を踏まえて効率的・効果的に伐採及び再造林の行える箇所を林地保全にも配慮し選定することとします。
- ② 再造林箇所においては、伐採と造林の一貫作業、低密度植栽、コンテナ苗による植栽工期向上、下刈の省力化、効果的な獣害防護など、各作業種における手法を現地に応じた形で組み合わせ、トータルコストの低減、軽労化に取り組みます。

## （2）更新

ア 伐採と造林の一括発注については、伐採段階で使用する大型機械等を活用することにより、その後の造林作業における作業の省力化・低コスト化に繋がる箇所選定に努めるとともに、造林作業の省力化に繋がる観点からも、発注形態は、植栽までを含んだ契約形態を基本に計画するものとします。

イ コンテナ苗は、積極的な活用に努めていく考えに変わりはありませんが、植栽時期の平準化により作業の効率化が図られる現場での活用や、原則コンテナ苗を使用する事としている伐採と造林の一括発注の現場においても、トータルコストを意識した選択となるよう取り組むこととし、その成果は民有林への普及等に役立てることとします。

ウ 更新方法については、周囲の状況を精査し、各種被害の有無や天然稚幼樹の発生等を見極めた上で決定するものとします。

## （3）保育

ア 下刈については、現地の植生状況に応じ、回数、方法、時期等を検討し、計画することとします。また、下刈コストの低減や作業の軽労化の観点から、筋刈の導入の可否を十分検討したうえ計画することとします。

イ つる切り・除伐については、公益的機能の高度発揮及び国土強靱化に資する施業実施の観点から、早急に実施する必要のある箇所から優先順位を付して計画することとし、植栽木のほか、有用天然木の育成や林地保全等に配慮して現地の実態に即した施業を行うこととします。

ウ 保育間伐については、活用型・存置型の実施や森林作業道の整備を積極的に計画することとします。

#### (4) シカ等獣害対策

森林整備を目的に更新・保育作業に付帯して実施する場合は、シカ等の生息密度や地形等から最適な手法を選択し、資材の種類や設置コスト、維持修繕の容易さ、後の撤収作業等トータルコスト等を念頭においた効率的・効果的な防護対策を取り入れます。

### 4 素材生産事業

#### (1) 基本的な考え

素材生産事業に当たっては、複層林造成や針広混交林を目的とした伐採系森林整備（誘導伐、天然林受光伐、育成受光伐、保護伐及び保育間伐）を適切に実施し、予定した事業量を確保するとともに、公益的機能の維持増進及び適切な施業の結果得られる木材の安定供給に取り組みます。また、森林・林業基本計画における「新しい林業」の考え方を踏まえ、素材生産と造林の一貫作業を推進します。

#### (2) 複数年契約の取組

複数年（2～3年）にわたる事業量を発注することにより、事業体の経営の安定化や労働条件の改善、雇用の安定に資することができると考えていることから、引き続き、複数年契約の積極的な活用による事業発注に取り組むこととしています。なお、令和4年度は、3署等5箇所（三重1箇所、和歌山2箇所、山口2箇所）で新規に実施しており、令和5年度以降も積極的に取り組むこととしています。

#### (3) 生産性向上の取組

生産性の向上は、国産材の供給量が増えていく中において我が国林業全体の課題であり、地域林業を支える林業事業体の経営基盤の強化や雇用の安定化につながると考えています。そのための手法として工程管理によるボトルネックの分析とそれに伴う改善策の検討及び実践が有効であることから、令和5年度以降は、従来の任意の事業体をモデルとした分析・改善の取組に加え、日報作成作業の簡素化等により全事業体へ取組の普及を目指すこととしています。

### 5 立木販売

#### (1) 基本的な考え

人工林資源の成熟に伴い収穫量が増加する中で、立木販売については、主伐・間伐とも、予算事情等を踏まえ伐採系森林整備との調整を図りつつ、販売予定量を計画します。また、バイオマス発電等による需要の増加が見込まれることから、従来は存置型間伐としていたものについても積極的な販売に努めます。

#### (2) 立木販売と造林事業の混合契約の取組

伐採跡地、未立木地及び低質材を主とする地域において、当該地域内に所在する立木販売と、その跡地の造林作業請負を同一人に一括して契約する混

合契約を推進することとし、令和4年度は、広島北部署管内の国有林で実施しました。落札者からは、「生産事業及び造林事業を実施している事業者では、長期的な事業量の確保ができる」などの評価が得られました。また、令和5年度以降も積極的に取り組むこととしています。

#### 6 林地保全に配慮した事業実行

林地保全に配慮した事業を推進することは、国有林の管理上不可欠な課題であり、林地崩壊リスクを低減するためには、実際に事業を実行する事業者の協力が不可欠です。このため、令和4年7月28日以降に公告した立木販売及び製品生産事業請負契約については、林地保全に配慮した特約事項等を付して集材路等の適切な作設を確保することとしていますので、引き続きご協力をお願いします。

#### ※特約事項等抜粋（林地保全関係）

##### 立木販売

- (1) 森林作業道の線形を記載した路線計画図と別紙伐採及び搬出に係るチェックリストを契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出すること。
- (3) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。

##### 製品生産

- (1) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出すること。
- (2) 事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。

# 森林整備事業の発注に向けて

近畿中国森林管理局

## 事業発注に当たっての考え方

○ 予定した森林整備事業を確実に実施するためには、地域の事業者の協力が不可欠であり、以下の取組を推進

### 1 発注規模

- ・ 事業者が受注しやすくなるよう、事業箇所（エリア）の分散化や事業規模を検討

### 2 早期発注の取組

- ・ 令和4年度繰越予算や補正予算は、翌債を基本とし3月中の契約に取り組む
- ・ 令和5年度経常予算は、可能な限り年度前（2月中）に公告し4月中に入札を実施
- ・ 事業着手時期（例：冬山作業用として秋頃に作業着手する場合など）にとらわれることなく早期に発注

### 3 発注情報の早期公表

- ・ 令和5年度経常予算に係る発注情報は、2月中旬頃に公表する予定

### 4 事業期間

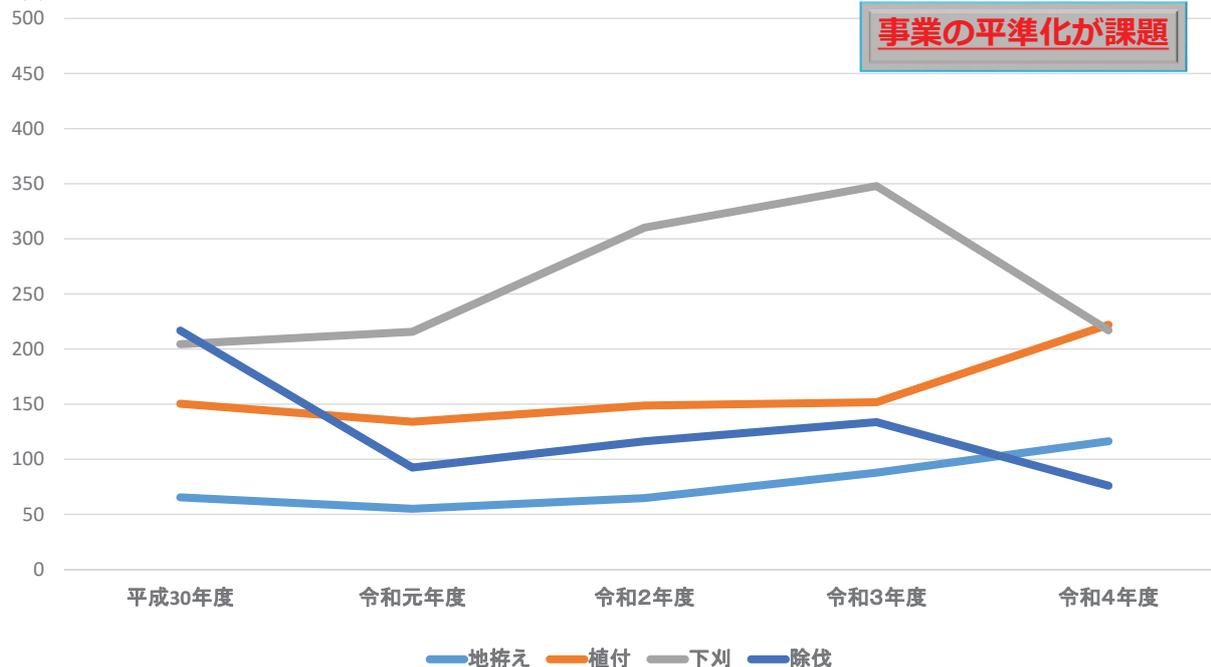
- ・ 事業実行箇所の積雪等の状況を考慮しつつ、可能な限り長く設定

## 早期発注に向けたスケジュールイメージ

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
翌債（経常・補正予算）	発注情報の公表及び財務局協議	発注見通し公表、入札公告	40日程度	入札及び契約			
明許繰越（経常・補正予算）		発注情報の公表及び財務局協議、発注見通し公表、入札公告		40日程度	入札及び契約		
R5経常予算			発注情報の公表・入札公告	40日程度	入札及び契約		
複数年契約			発注情報の公表		入札公告	60日程度	入札及び契約

## 造林事業の事業量の推移（過去5年間）

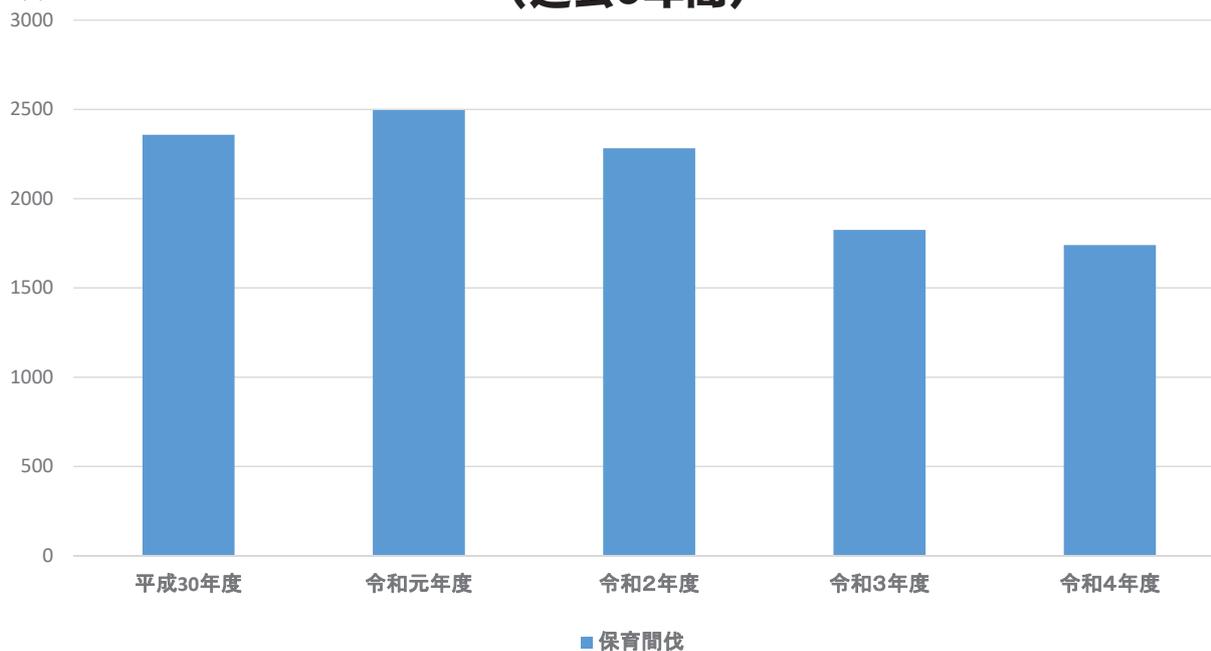
単位：ha



🗨️ 令和4年度は予定数量を記載。

## 造林事業（保育間伐）の事業量の推移（過去5年間）

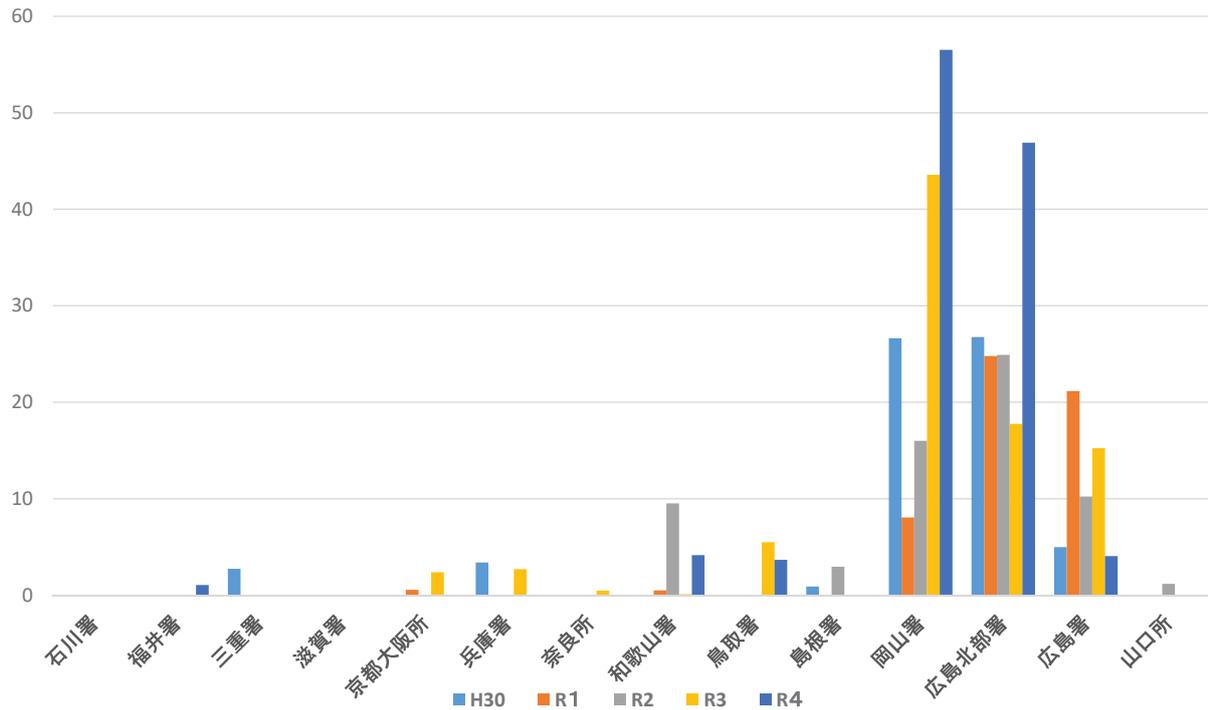
単位：ha



🗨️ 令和4年度は予定数量を記載。

## 造林事業（地拵え）の署等別事業量の推移 （過去5年間）

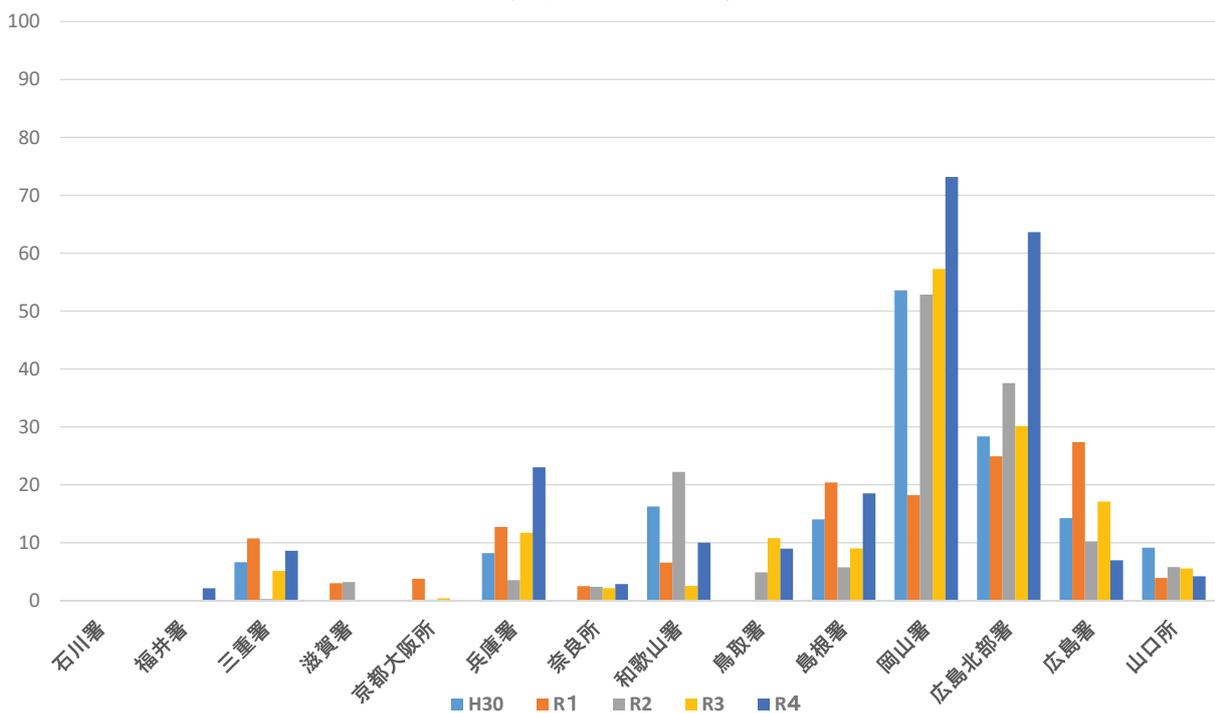
単位:ha



👉 令和4年度は予定数量を記載。

## 造林事業（植付）の署等別事業量の推移 （過去5年間）

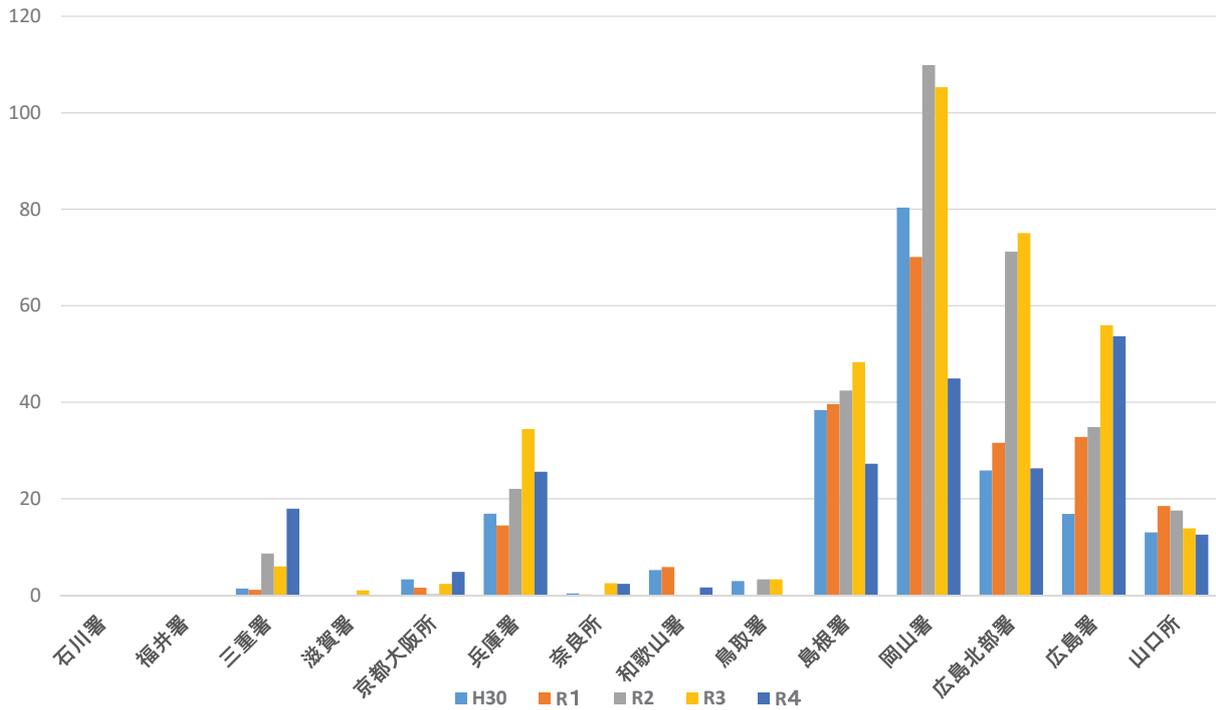
単位:ha



👉 令和4年度は予定数量を記載。

## 造林事業（下刈）の署等別事業量の推移 （過去5年間）

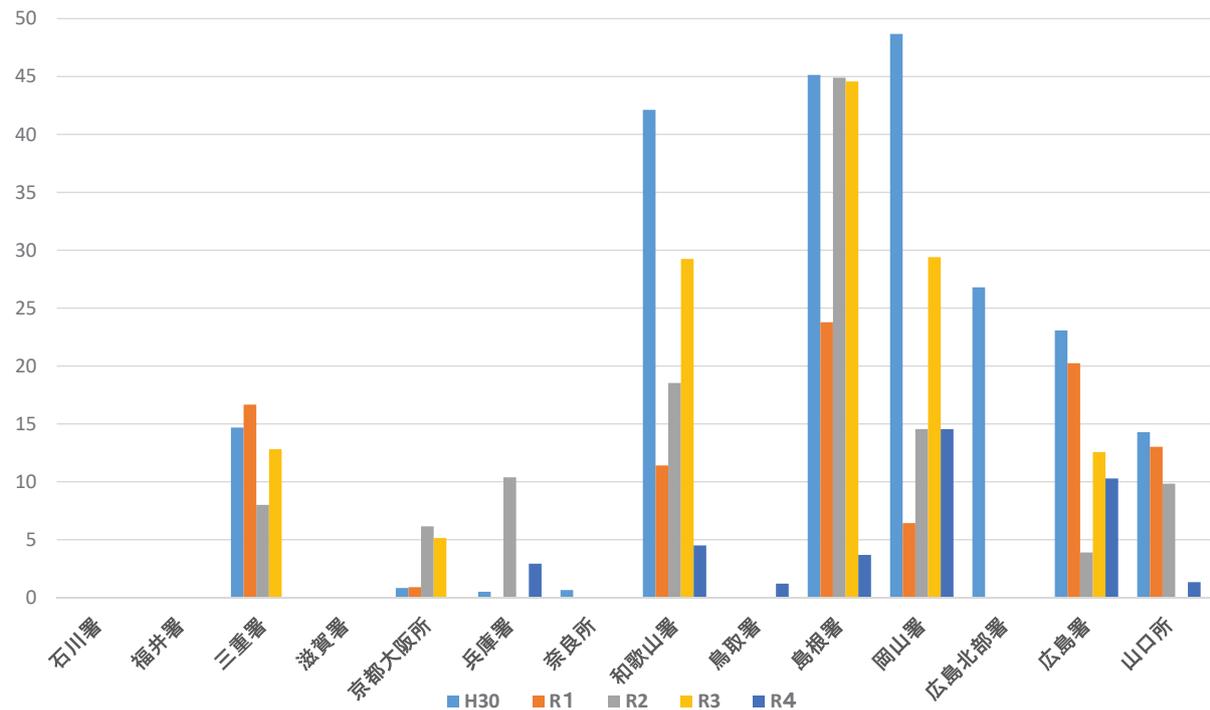
単位：ha



令和4年度は予定数量を記載。

## 造林事業（除伐）の署等別事業量の推移 （過去5年間）

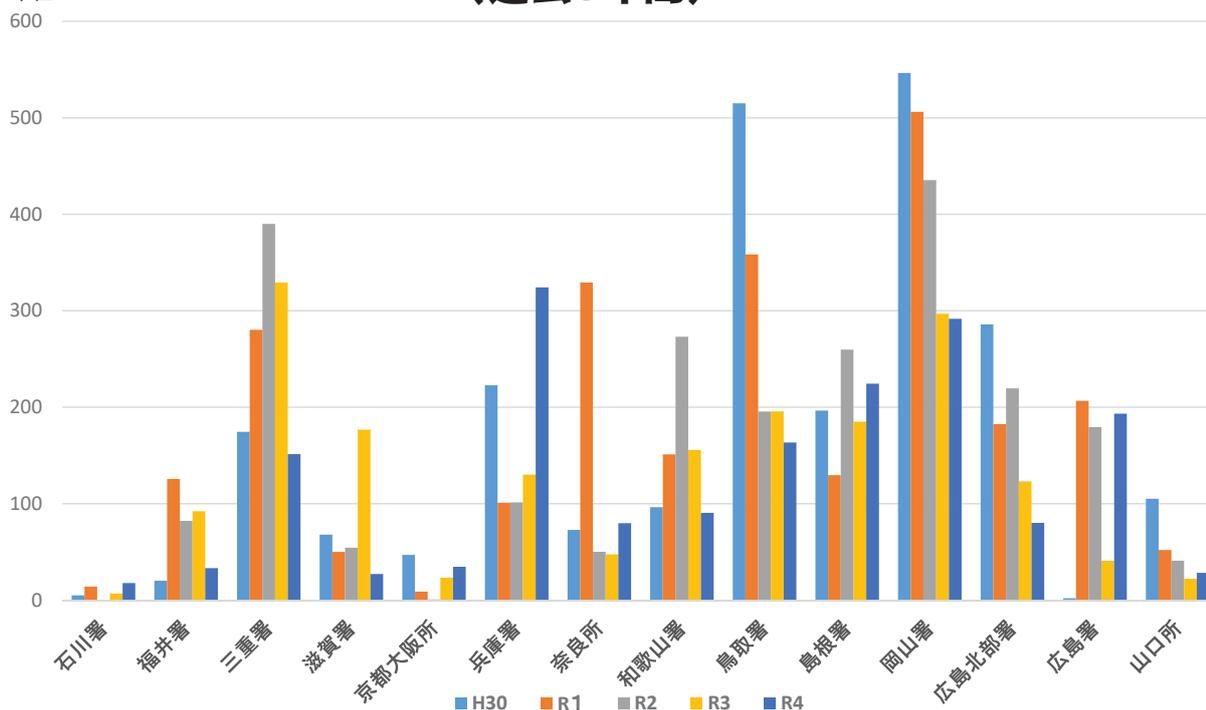
単位：ha



令和4年度は予定数量を記載。

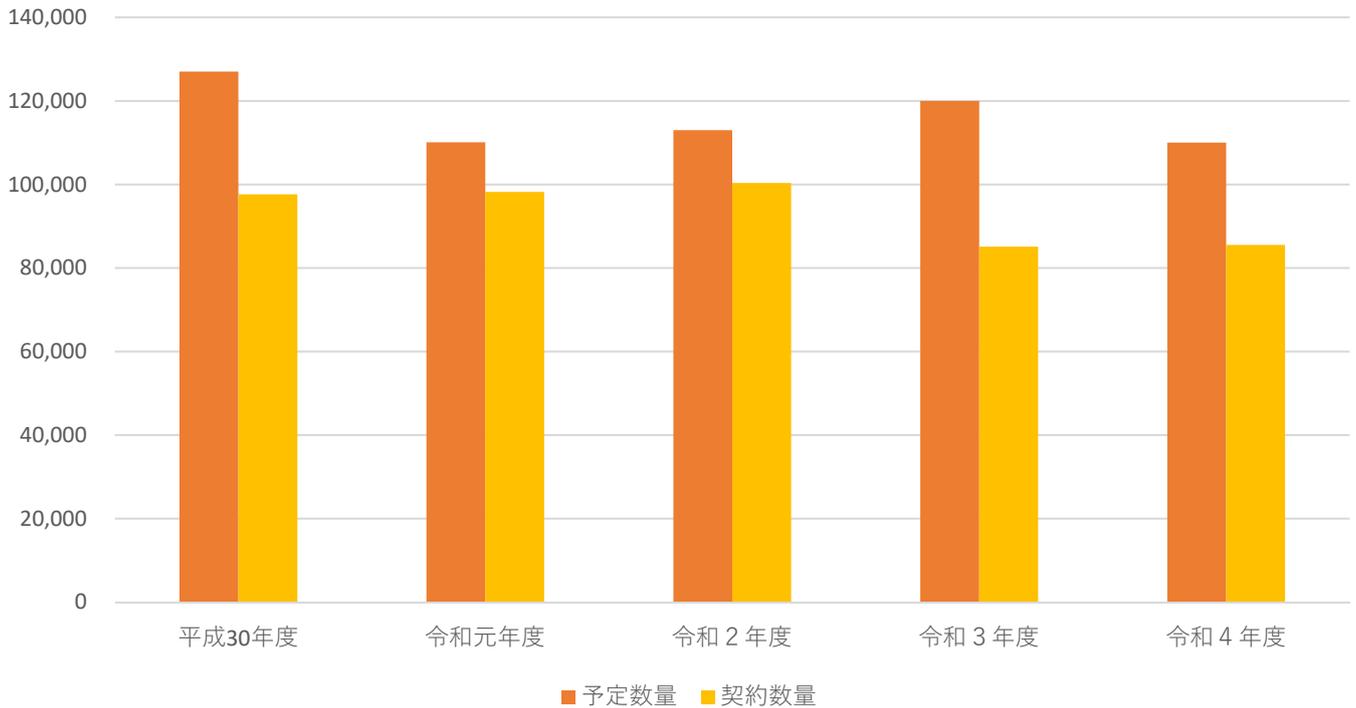
## 造林事業（保育間伐）の署等別事業量の推移 （過去5年間）

単位：ha



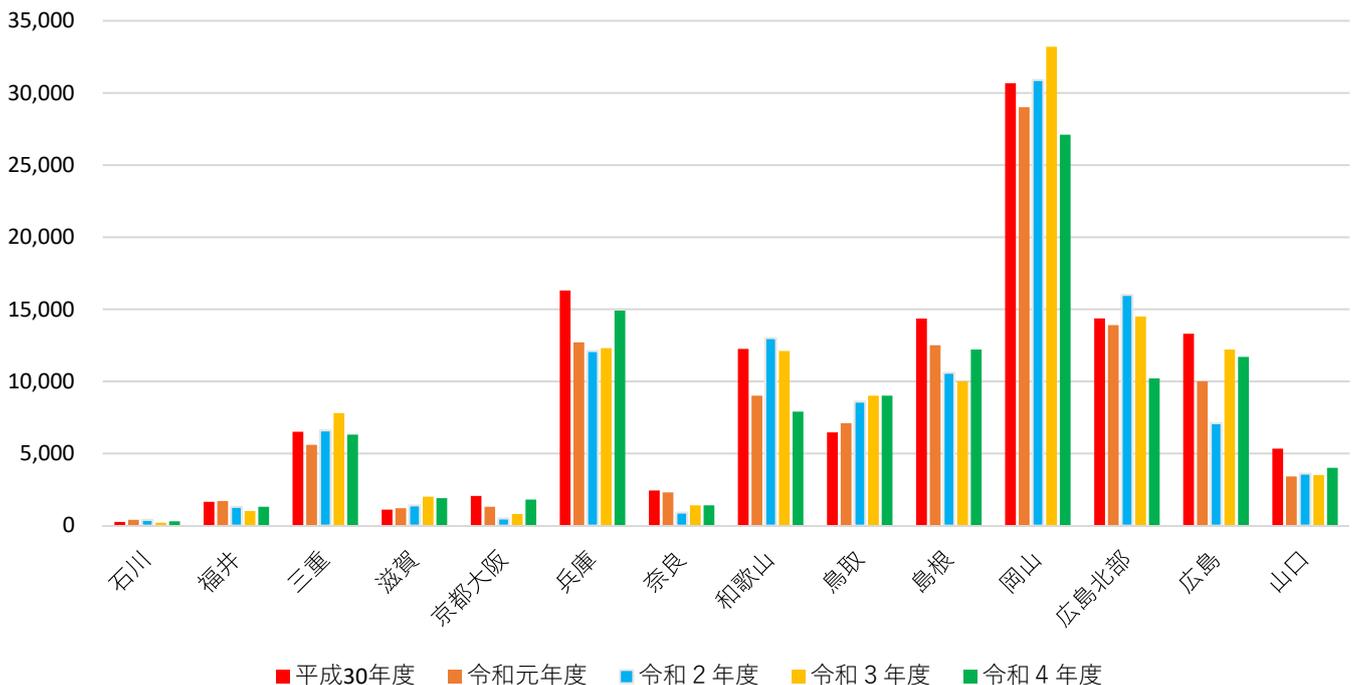
👉 令和4年度は予定数量を記載。

## 素材生産量の推移（過去5年間）



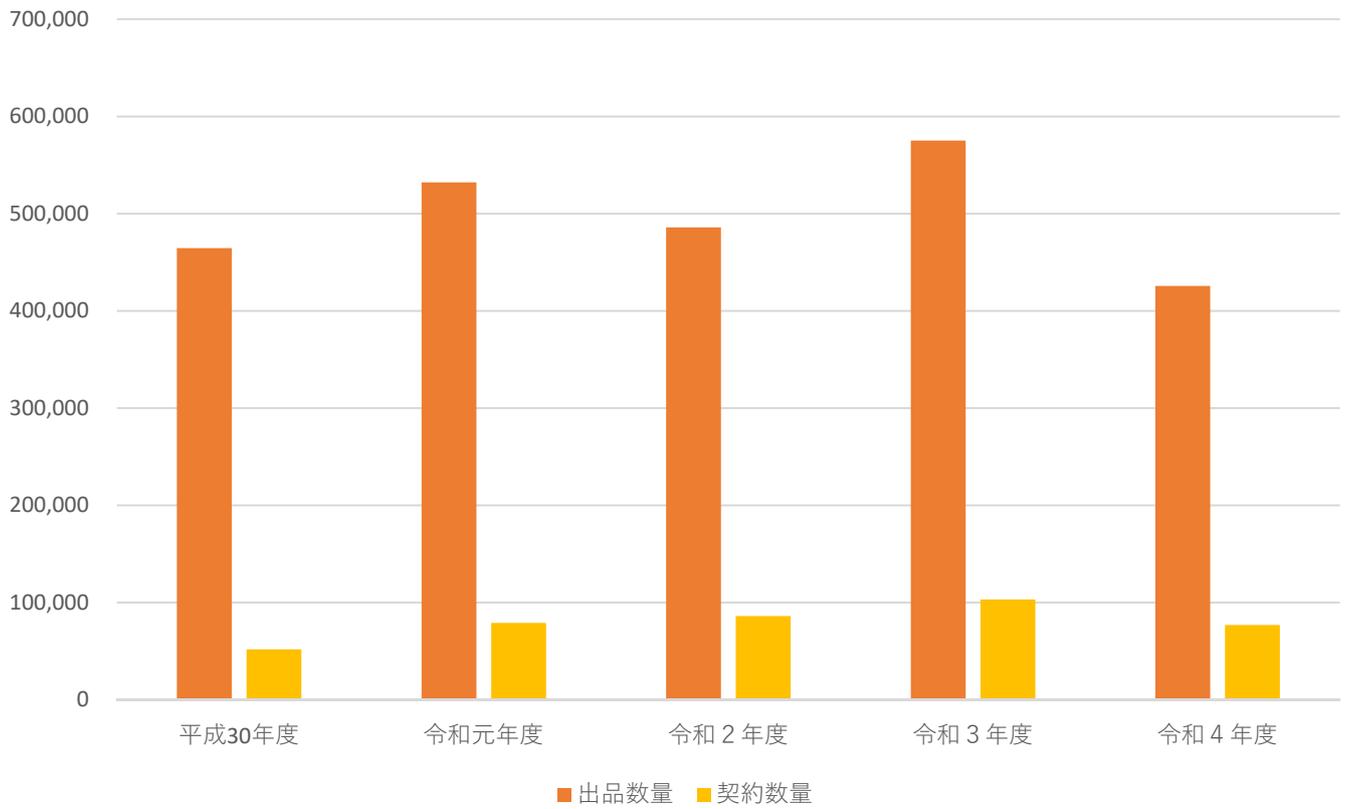
※年間予定数量は約12万m<sup>3</sup>から11万m<sup>3</sup>で推移

## 署等別素材生産事業発注量の推移（過去5年間）



※各署等の発注量は、若干の増減はあるが毎年度同程度で推移

# 立木販売量の推移（過去5年間）





林業事業体等から事前に寄せられたご意見・ご質問に対する回答

1. 造林・製品生産事業における発注時期、工期、事業量、その他、発注に関する意見・要望等（立木販売を含む）

(1) 年度当初の仕事が少ないため、早期発注をお願いしたい。【6事業体】

事業の発注時期につきましては、「令和5年度の森林整備事業の考え方について」の2（2）のとおり、令和4年度の繰越予算や補正予算は3月中の契約締結に向けて取り組むこととしています。また、令和5年度の経常予算につきましても、「令和5年度予算が成立し、予算事務手続が整ったことを条件」とした入札公告を行うことで4月中の入札実施を目途に早期発注に取り組むこととしています。（令和5年度の発注予定情報は、2月下旬に公表予定）

また、製品生産事業は複数年契約による事業発注にも取り組んでいますので、受注をご検討下さい。

(2) 適切な工事期間の確保をお願いしたい。（不落随契による場合を含む）【2事業体】

事業の発注に当たりましては、早期発注を基本とした入札公告を行うとともに、事業実行箇所の積雪等の状況を考慮しつつ、可能な限り事業期間を長く設定したいと考えています。

入札の結果、不落となった場合は、会計法の規定により不落随契（見積書の提出）を行うことができますが、この場合、入札に付した際の条件を変更することができないことをご理解下さい。

(3) 事業量を多く発注してもらいたい。【2事業体】

事業の発注量につきましては、効率性を確保する観点から近接する国有林での同種事業を組み合わせるようにしています。一方、事業量が多いと受注を控えるとの声もあることから、これまでの地域の受注実績等を勘案し、事業体が受注しやすくなるよう事業箇所（エリア）の分散化や事業規模を検討したいと考えています。

(4) 作業路の作設等に伴い、雨水等が下流に悪影響を起こす事例は少なからずある。対策として、汚泥水の流出防止措置、下流の水利用者との調整等が考えられるので、発注時期等を適切に調整し、地域の状況を踏まえた、円滑な事業が出来るよう配慮願う。

作業路の作設等に伴う汚濁水流出防止措置は重要です。森林作業道作設仕様書の規定に基づき、事業者が適切に対策を講じていただくこととなります。また、事業の完了後に作業道が崩れるケースも見受けられることから、事業終了時に路面排水措置を必ず講じるようお願いいたします。なお、下流の水利用者等との調整につきましては、入札公告を行うまでに当該署等において適切に対応することとしています。

(5) 入札情報等について早期開示をお願いしたい。

発注情報の公表は可能な範囲で極力早くホームページで公表することとしています。入札情報等の早期開示については、上記1(1)にあるように、予算により発注時期もことなることに留意願います。なお、当局では各事業の入札公告を施行(ホームページに公表)した際に、ご登録いただいたアドレスに通知を行うメールサービスも行っていますのでご利用下さい。

(6) 同一事業において、複数の国有林での作業がある場合、近い国有林での工事発注を願いたい。

事業の発注に当たっては、近接する国有林での同種事業を組み合わせるようにしています。なお、事業規模の考えについては、1(3)のとおりです。

(7) 森林作業道作設について、近年、林業の機械化が進展し、高性能林業機械を活用した皆伐・間伐等が行われている。その際に、森林作業道が作設されるが、その勾配が将来の保育作業や森林管理に活かされるように、最大勾配を制限してほしい。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に用いられる道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易なものであることが必要です。作設に当たっては、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知(令和3年4月1日一部改正))に基づき行うこととなり、縦断勾配の基本、縦断勾配設定における留意事項、曲線部及び曲線部の前後の区間の縦断勾配の考え方を記載しているところです。

(8) 皆伐等箇所における末木枝条について、積極的にバイオマス等として搬出し、有効活用されたい。結果、後々の森林施業や鳥獣害被害防止対策に活かされることに期待する。

末木枝条など林地未利用材については、バイオマス資材として積極的に販売しているところです。特に製品生産事業実行に伴い発生する末木枝条について、請負事業の入札で落札者となった事業者から買受け希望があった場合は、林内から効率的に搬出できるよう請負契約と同時に販売することは可能です。具体的手続等詳細につきましては、局又は署等の事業担当者に連絡して下さい。

(9) 請負生産材の販売は、請負者に全権委任すべく制度改正を(請負生産材の売払方法の事業者への委任)

素材生産事業で生産される素材につきましては、国が原木市場に販売を委託する「委託販売」、公募と審査による「国有林材の安定供給システム販売」(素材は買受け者が山元土場から製材工場等に直送)により販売しているところです。国有林材の販売に当たりましては、①林野庁長官が定める「素材の販売予定価格評定要領」に基づき、森林管理署長等が予定価格を算定すること、②競り売りや企画競争など競争性や公平性を担保する必要があることから、販売に関する全ての権限を請負者に委任することは困難です。

- (10) ・技術が求められる仕事の発注をお願いします。  
・意欲と能力のある林業経営者に対しての事業発注をお願いします。  
・やはり地元地域では、地元業者を優先的にできないのか？

国有林野事業で発注する請負事業（素材生産・造林）につきましては、原則、一般競争入札で行うことになっており、その競争参加資格は「省庁統一資格」のほか、同種事業の受注実績や現場従事者の技能など一定の技術レベルが必要であると考えています。

- (11) 下刈りの冬～春発注（ハチ対策）及び防護柵・植付作業等について造林事業と分けて（下刈りだけ）いただきたい。

造林事業については、効率的、効果的な事業実施の観点から、事業箇所の位置関係、規模、作業適期等も考慮し発注に取り組んでおり、事業体の雇用の確保及び労務の平準化、また契約確保の観点から各作業手を組み合わせているところです。また、下刈の実施に当たっては、労務負担の軽減、労働安全の確保、作業効率の向化等の観点から冬下刈の積極的な導入に努めているところです。なお、造林事業における作業種の組合せについて、現場や事業体の実情を把握し課題等があれば対応を検討していく考えです。

- (12) 2018年（H30年）の台風被害地における工事（京都市貴船山・鞍馬周辺）について、発注時期を早め、工期にもっと余裕を持たせてほしい。また、工事価格に対し、事業量が多すぎる。

貴船山・鞍馬山の台風被害地については、地元や有識者との調整を踏まえ、被害木整理や植栽等の事業を計画的に実施しているところです。事業発注に当たっては、事業体の雇用の確保及び労務の平準化、工期の確保の観点から、いままで以上に早期発注に取り組むこととしています。なお、発注に当たっては、事業の規模や事業量に応じた適正な積算を行っていることをご理解下さい。

- (13) 中長期事業計画に必要となるため、事業計画等を示してほしい。

例) 立木販売 箇所 年度 ha m<sup>3</sup>

近畿中国森林管理局管内には40の森林計画区があり、各計画区の年平均伐採量（事業量の見通し）、伐採計画箇所位置図などはホームページに公表しています。

また、立木販売のうち、件数・数量の多くを占める分収育林公売予定箇所についても令和8年度の予定箇所までをホームページに公表していますのでこれらも参考にして下さい。

【各森林計画区の年平均伐採量（事業量の見通し）、伐採計画箇所位置図の情報】

ホーム> 事業概要> 森林計画

【分収育林公売予定箇所の情報】

ホーム> 申請・お問い合わせ> 公売・入札情報

## 2. 地域振興や事業体の育成などに関して、国有林野事業に期待・要望すること。

(1) 近年は社会情勢による木材需給バランスの乱れや、それに伴う木材価格の変動等が社会的にも大きな課題となっている。この不安定な状況の中で、安定的に木材を供給し、また、林業事業体にとっても受益を見込める事業を通して業界全体の活性化に取り組んでいただきたい。

国有林野事業では、適切な森林整備を実施した結果得られる木材を安定的に供給するとともに、国有林材の供給において、木材価格急変時の供給調整機能を発揮するため、「近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会」を設置し、専門的な観点から供給調整の必要性や実施方法について検討しています。また、事業の発注に当たっては、事業効果の早期発現、事業の計画的な発注、事業の品質確保、安定的かつ戦略的な木材供給などの観点から早期発注を大原則とし取り組むこととしています。事業体の皆様には生産性の向上による事業収益の増加に取り組んでいただき、事業体の経営基盤の強化や雇用の安定化を図ることにより林業界全体の活性化につながると考えていますのでご協力をお願いします。

(2) 冬下刈り等労働強度の軽減、安全性及び生産性の向上等に資する様々な取り組みについて、補助金権限者（県）、労働安全（県労働局）、発注者（県、公社、公団、市町村等）に対して積極的に働きかけ、発注者・受注者の利益はもとより、林業労働の改善となるよう取り組んでほしい。（国有林の取組の民有林への普及）

当局は「新しい林業」の実現に向け事業ベースでの取組を推進し、確実に成果を上げていくこととしています。国有林で実施している各種の取り組みにつきましても、その成果を現地検討会や各種会議などの機会を通じて関係行政機関を始め民有林関係者に普及する取り組みを継続して行っています。なお、国有林で得られた成果を民有林で採用してもらうためには発注機関の理解と協力が必要です。また、冬下刈の本格的な導入に向け、対外的に説明できるデータの収集なども課題です。事業体の皆様には引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

(3) 国有林は毎年計画的に伐採・販売が行われているものの、市場の流通に全てを委ねている。これを、製材加工業、ハウスメーカー等と連携し、原木の定価（20,000円/m<sup>3</sup>）販売、製材加工経費の固定、最終部材製品の価格固定と公表等による木材流通安定化モデルに取り組むなど、我が国の木材流通と不透明価格の透明化に尽力されたい。（住宅産業も巻き込んだ、上下流一環の木材の加工流通モデル）

ご意見にあるように、川上・川中・川下の関係者による木材取引の安定化、流通の効率化（直送）、取引価格の安定性と透明性、森林所有者に再造林意欲が沸く収益還元など、サプライチェーンマネジメントの推進は重要です。国有林ではサプライチェーンマネジメントに資する取組として、素材販売では製材工場等と協定を締結して直送する「国有林材の安定供給システム販売」、立木販売では令和2年4月に創設された樹木採取権制度（川上事業者が川中・川下事業者と連携することを権利設定の要件）を通じて、木材の安定的な取引関係を確立する体制を構築することにより、木材価格の安定化に資するよう取り組んでいるところです。

(4) 民間に先駆け、国有林における排出権取引の取り組みを進められたい。

令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における森林吸収源対策において、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済の実現への貢献を目指すこととしており、国有林も政府の方針に基づき各種の取り組みを実施しているところです。

なお、国の排出権取引につきましては、森林クレジットの創出拡大に向けた制度の見直し・普及を進め、森林経営への資金循環が図られることを期待しているところですが、国有林野事業で実施している森林整備は公共事業としてすべて国費で実施していることから、排出権取引の取り組みには馴染まないと考えているところです。

(5) ・林業のICT化を率先して推進していただきたい。(苗木のドローン運搬、下刈機(リモコン)など)

・低コスト造林からの転換(2,000本/haのスギ、ヒノキ植栽⇒地質調査に基づく多様な樹種の植栽)

昨年策定された森林・林業基本計画に基づき「新しい林業」を展開するため、国有林では各森林管理局が実行プランを策定しICTの活用も含め具体的な取組を進めています。当局においては低コスト省力造林、低コスト素材生産流通、鳥獣害対策、新技術導入・普及の4部会を設置し各種取組を進めているところです。

また、令和4年度予算において森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策として「新しい林業」に向けた林業経営育成対策、林業イノベーション推進総合対策などに取り組んでおり、令和5年度予算概算要求においても必要額を計上しているところです。

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する中で、エリートツリー等の導入による植栽本数の見直しは必要不可欠と考えています。

なお、公益重視の管理経営の観点から、主伐・再造林に当たっては現地の地形・地質等を踏まえ画一的な施業とならないよう取り組んでいるところです。

また、森林空間利用タイプ(国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野)の森林整備に当たっては、景観への配慮から有識者や地元住民の要望も確認し地質等の条件に応じて各種広葉樹を植栽するなどの取組を進めているところです。

(6) ニュージーランド等では、育林経費の徹底した削減による木材生産が行われており、民間投資(利回り6%位)による森林の育成が行われている。国有林にあっては、森林ファンドとはいわないが、いかに経費を削減して育成し付加価値を高めて売ることが出来るか、上記(2)のことも含め、取り組まれてはかがが。

国有林においても、造林・育林経費の削減や付加価値を高めた木材の販売は重要と考えています。特に、伐採後の再造林や保育に係るコストの削減に向けては、一貫作業システムによる地拵えの省略化、下刈りの省力化等に取り組んでいるところです。また、素材生産についても生産性向上、素材の付加価値を高めるため採材・仕分け、販売方法の改善等に取り組んでいる

ところです。新技術を取り入れ、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開、生産性の向上や造林作業の省力化の実現と、これによる林業従事者の所得や安全性の向上が図られるよう、国有林で成果を挙げお示しできるよう取り組んで参ります。

(7) 素材生産事業で林道修繕するように、造林と林道修繕をくっつけた発注はいかがですか。

素材生産事業においては、木材のトラック輸送の観点から現道補修の考え方がありますが、造林請負事業については現道補修の考え方はありません。なお、造林事業と林道修繕を一体にした事業発注の必要性について、具体的な事例がありましたらお聞かせ願います。

(8) ドローンやヘリで作業するとコスト面や能力に限界があるので架線の利用もいかがですか。

各種作業で使用する機械等につきましては、事業箇所の地形や事業量等を勘案し、架線も含め適切な方法を採用しているところです。

(9) 地域事業者との協力（林道整備など）

森林整備事業を実施する上で、林道の維持・修繕は必要不可欠であると考えており、製品生産事業、造林事業、林道事業を実施する中で地域の事業者の皆様とも連携して取り組んでいきたいと考えています。

(10) 早生樹(コウヨウザン・センダン等)、エリートツリーによる植林を推進して貰いたい。(商用材にする為には、ある程度の面積(蓄積)が必要(既に植林されている県があり、情報入手が必要。))

早生樹については国有林では実証試験段階であり、民有林においても植栽箇所は数箇所あるものの未だ実証試験の段階で、想定される標準伐期齢までの成長量等の成果は得られていないところです。このため、引き続き実証試験を行うとともに、民有林の取組状況や成果を注視していく考えです。

また、エリートツリーについては、公的機関・民間施設で苗木生産体制の取組が進んでいるところです。地域において苗木の安定的な供給体制が整うことに期待しているところです。

### 3. その他

(1) 今日においては請負事業を行うに際し、入札に掛かる提出書類の複雑化、受注後の現場管理及び完成検査にかかる関係書類の作成・保存等、以前に増して手間暇が増大しているにも係わらず、現場管理に掛かる経費率は全く見直されていない。現状を見極め、その率の見直しを進め、請負金額に反映されたい。(間接費の利率の改定)

請負事業受注後の現場管理や事業実行中又は完成検査に係る関係書類の作成・保存等の事務処理量が増加し、ご苦労をおかけしていることは認識していますが、間接費については林野庁

で統一的に定められているものであり、当局独自で見直すことは困難であることをご理解ください。なお、いただいたご意見につきましては、関係書類の作成・提出の見直しも含め林野庁に伝えたいと考えています。

(2) 入札参加申込時に、前回は入札資格を得られたのに、今回から参加資格を得られないのは？

競争参加資格の有無については、発注者において厳正に審査のうえ決定しているところです。競争参加資格がないと判断する理由は様々ですが、事業内容や入札公告時期によって申請書類の内容や申請手続きが変わる場合があります。入札説明書を熟読のうえ参加申し込みされるようお願いいたします。

なお、発注者が資格審査の過程で競争参加資格を有しないとした申請者には、その理由を付して通知することとしており、申請者はその理由について書面により説明を求めることができます。競争参加資格がないと認めた理由に疑問がある場合は説明要求をお願いします。

(3) 植栽苗木の検査方法の改善（根を痛めないような方法に）

植栽苗木の検査については、請負契約面積に応じて複数箇所の標準地を設定し、植付本数及び抜取検査を実施しています。抜取検査は、標準地内本数の10%以上について実施し、植穴の大きさ、踏みつけ状態、根の状態、苗木保護の措置、植穴の落枝落葉の混入状態を検査することにしてはいますが、いずれも確実な植付を担保する観点から必要な検査と認識しています（ただし、コンテナ苗、セラミック苗は、植穴の大きさ、根の状態の検査は省略）。

なお、植栽苗木の抜取検査に当たっては、極力根を傷めないよう注意する必要があると認識しており、民有林における検査方法等の情報も収集しながら適切に対応していきたいと考えています。